

説明事項

説明事項（1）

地域公共交通活性化協議会について

- ・ 設 立            令和2年12月18日
- ・ 効 果            協議会を設立し地域公共交通計画を策定することにより、その計画が法律に基づくものであると位置づけられる。他市町に先立ち計画を策定することにより、計画内に明記されている新しい運行の取り組みに対して、優先的に国の支援が受けられる。
- ・ 今後の予定      令和4年4月運行開始に向けて運行計画の内容をより具体的なものにする。

なお、令和2年11月27日法施行（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）により、計画書の作成が努力義務化された。